

(参考) ガイドライン改定案の主な内容について① 今後の火力電源入札の在り方について

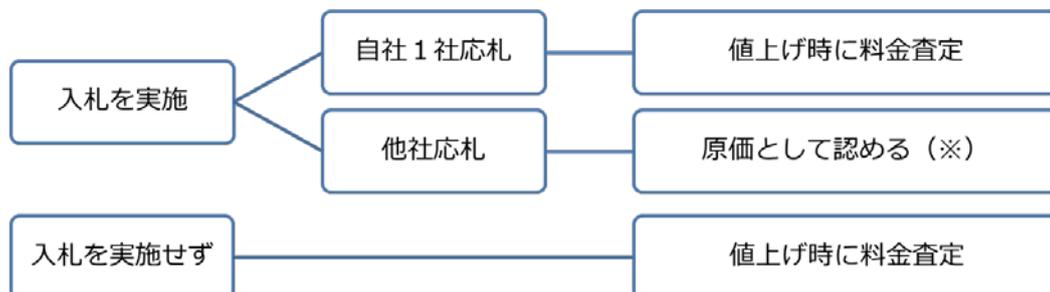
小売市場に多くの新電力が参入しそのシェアは年々増加しており、また卸売分野における競争も拡大しているという事情の変化を鑑みて、みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行う。

② 入札を行った場合の結果の取扱い

電気料金算定に当たっては、他の事業者による応札があった場合のみ、料金認可プロセスにおいて、その落札価格を適正な原価とみなすこととする。

また、自社1社応札のみとなった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。

【参考】 入札実施と査定の考え方



※ 入札手続きに関して操作や不正等が疑われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定